

所定疾患施設療養費Ⅱ算定について (令和 5年 4月～令和 6年 3月算定分)

介護老人保健施設の入所者により適切な医療を提供する観点から、介護老人保健施設における疾患の発症・治療状況を踏まえ、算定要件や算定日数、対象疾患の見直しが行われました。

厚生労働省の規定に基づき所定疾患施設療養費Ⅱの算定状況について発表します。

<算定条件>

- ①入所者に対し、投薬、検査、注射、処置を行った場合。
- ②診断、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等を診療録に記載していること。
- ③当該施設の前年度における当該入所者に対する投薬、検査、注射、処置等の実施状況を公表していること。
- ④当該施設の医師が感染症対策に関する研修を受講していること。
- ⑤1月に1回、連続する10日を限度。
- ⑥対象の入所者の要件
  - イ 肺炎の者
  - ロ 尿路感染症の者
  - ハ 带状疱疹の者
  - ニ 蜂窩織炎の者

イ 肺炎

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
人数	11	7	8	10	2	2	5	3	4	12	0	5
日数	63	40	63	66	13	18	42	18	29	91	0	22

ロ 尿路感染症

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
人数	5	2	4	2	1	1	1	2	2	4	1	3
日数	39	15	33	17	8	5	7	14	15	32	7	17

ハ 带状疱疹

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
人数	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日数	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0

ニ 蜂窩織炎

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
人数	3	3	0	2	3	2	4	2	3	2	4	8
日数	17	16	0	12	25	15	37	17	28	17	34	43

肺炎・尿路感染症・带状疱疹・蜂窩織炎の合計

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
人数	19	12	13	14	6	5	10	7	9	18	5	16
日数	119	71	103	95	46	38	86	49	72	140	41	82